

東大和市財務会計システム機器等賃貸借仕様書（案）

1 業務名称

東大和市財務会計システム機器等賃貸借（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、東大和市（以下「市」という。）が令和7年度に導入する財務会計システムの機器等の賃貸借の内容及び方法を定めることを目的とする。

3 履行場所

東京都東大和市中心3丁目930番地 東大和市役所本庁舎及び市が指定する場所

4 履行期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

5 対象機器等

本業務の対象機器等は、令和7年度に導入する財務会計システムが正常に稼働するために必要な機器等の一式とする。具体的には、東大和市新財務会計システム導入業務委託等プロポーザルにおいて提案し、市と詳細協議の上、決定したものとする。

6 履行条件

- (1) 賃貸者は、対象機器等が正常に動作する状態に設定した上で、賃借者が指定する場所に設置すること。
- (2) 賃借者は、賃貸者が対象機器等の納品までに生じた損害に対して、一切の責任を負わない。
- (3) 賃貸者は、対象機器等の納品方法、作業日程について、賃借者と事前に協議のうえ決定すること。
- (4) 賃貸者は、対象機器等の納品に伴い発生した梱包材の処理を行うこと。
- (5) 賃貸者は、賃貸借期間満了後、対象機器等を速やかに撤去及び処分することとし、撤去する日時については、賃借者と調整のうえ決定する。
- (6) 賃貸者は、対象機器等を処分するに当たっては、当該機器等に記録されている設定情報を完全に消去するか、当該機器等を破砕処理することとし、消去又は破砕処理完了後、作業報告書を賃借者へ遅滞なく提出すること。
- (7) 賃貸者は、以下のとおり保守運用を行うこと。

① 運用保守

ア システム運用

賃貸者は、賃貸借期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。

イ 提供するシステムは、原則24時間365日稼働することができること。ただし、基本稼働時間は、東大和市役所の開庁日にあわせて平日8時30分から17時15分とする。

ウ パッケージシステムのバージョンアップ等のシステム保守作業は、システムの運用に支障のないよう賃借者と協議の上、実施すること。

エ ハードウェアにおいては、必要となる性能・容量について予測を行い、十分な性能・容量をあらかじめ確保しておくこと。

オ 使用者にストレスを与えず業務に支障のないレスポンスを提供すること。

カ 性能及び品質が満たされない事象が発生した場合は、速やかに賃借者へ報告し、協力的かつ速やかに問題の解決を行うこと。

キ 業務主管課からシステムに関する問い合わせ受け付けるためのサポートデスクを用意し、障害等や通常業務対応にかかる一次受付窓口を設けること。

ク 障害発生時は、賃借者が窓口となり、障害の原因を特定し復旧作業を実施すること。

② システム保守

ア ソフトウェア保守について、軽微な更新は本業務の範囲内で対応すること。通常の保守では更新できない程度の大幅な変更が必要である場合は、別途協議するものとする。

イ 人事異動時により新たに担当となった職員への研修等を、賃貸借期間中の毎年度に1回、賃借者からの要請により実施すること。なお、研修会場は賃借者が用意し、研修及び操作練習のできる環境は賃貸者が準備すること。

ウ システムの操作方法等を解説したマニュアル（オンラインマニュアル可）を提供すること。なお、法制度改正やシステムのバージョンアップを行った場合は、変更点の操作マニュアルを提供すること。

③ その他

履行期間満了後、市が引き続き賃貸者が提供する財務会計システム機器等を賃借する又は市が他の事業者が提供する財務会計システム機器等を賃借する場合において、本業務のデータを移行するための抽出費用が生じる場合は、本業務の賃貸者が負担する。なお、この場合におけるデータの内容等は「東大和市新財務会計システム導入業務委託仕様書(案)」10業務内容内(3)データ移行に記載されている事項と同等のものとする。

7 賃借料の支払い

賃貸者は、賃貸借期間の経費に消費税を加えた金額を60回に分割（端数が生じた場合は、最終回に加算）した額を、令和7年10月から令和12年9月までの間、毎月支払うものとする。

8 その他

- (1) 賃貸者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 賃貸者は、本業務の実施にあたり、賃借者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (3) 賃貸者は、本業務において知り得た情報や対象機器等の設定内容に関する情報等について守秘義務を負うものとし、賃貸借期間満了後も同様とする。
- (4) 賃貸者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が生じた場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに市に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があ

った場合には、賃貸者が自己の責任において一切を処理するものとする。

- (5) 賃貸者は、本業務の実施にあたっては、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。